

第2回地域連携ネットワークWG 2022年10月31日

# 社会福祉士会における 後見人等選任後の 相談対応について

身上保護や意思決定支援への期待  
チーム支援体制の構築  
受任者が孤立しないための取組

公益社団法人 日本社会福祉士会  
理事 星野 美子

# 社会福祉士会について

47都道府県が独立した法人格をもつ、連合体組織

= 正会員は日本社会福祉士会と47都道府県社会福祉士会

名称独占の国家資格のため、任意加入となる

会員数：44,766名

入会率：16.54%（2022年8月末）

ぱあとなあ（成年後見人等受任者）名簿登録者数：8,196名（2021年2月）

受任件数：28,726件（2021年2月）

## 【名簿登録について】

- ・名簿登録は単年度更新（名簿登録＝賠償責任保険加入）
- ・更新のための要件：会費の納入、活動報告書の提出、研修の受講等（都道府県により要綱を定めている）
- ・名簿登録者が受けられる支援：相談・サポート・事例検討や研修参加等
- ・登録された名簿を家裁に提出することで、専門職として選任される（社会福祉士資格所持だけでは親族や市民と同様と捉えている家裁がほとんどである）

# 都道府県社会福祉士会への 緊急アンケートの実施

本報告にあたっては、以下の期間、緊急アンケートを実施した

回答県士会 31 都道府県士会

実施期間：9月2日～9月末日まで

アンケート内容：

- (1) 後見人が選任された後の相談対応窓口の状況
- (2) 後見人等の選任後の相談にはどのようなものがあるか  
(相談者、内容)
- (3) ぱあとなあ（県士会）のみで対応できるもの（内容、対応）
- (4) 関係機関と連携して対応できるもの（内容、対応）
- (5) 解決できずに継続している相談（内容、対応）
- (6) 相談や苦情を受け付ける際に工夫していること
- (7) 他機関への要望

# 後見人等の選任後の相談事案について

誰から	どのような内容
①受任した会員からの相談	①初任者：家裁への報告、一般的知識 経験者：個別の（困難）事案の相談
②関係者からの相談	②報酬の根拠、選任の在り方、辞任や追加選任の考え方等々 （家裁から回答することが望ましい内容も多い）  * 会員の後見業務について相談が入ったことがないと答えた県士会もある
③個別案件にかかる意見要望、苦情	③独断で決める、対応が不適切、連絡がとれない、交代してほしい  * 会員の後見業務について意見や苦情が入ったことがないと答えた県士会もある

# 社会福祉士会では対応できるもの

どのような内容	どのような対応
①本人に適切な居所をどうしたらいいか	①事例検討会等で、他分野の会員から地域の社会資源やネットワークの情報提供を受ける
②手続の遅延等で本人の利益を損なう・独断で行う・チーム連携がとれない	②相談支援体制のなかで会員との面談を行い改善へ向かう・相談内容を研修にとり入れ、注意喚起する
③後見実務に不慣れで不安がある（会員本人、関係者等からの指摘）	③サポータータイプかつ地域連携を可能とするような法人後見の体制をとっており、県士会の法人後見からスタートし、落ち着いたたら個人後見へ（家裁と協議） <b>* 昨今増えているのは、会員からの辞任の相談</b>

# 他機関と連携して対応したものの

どのような内容	どのような対応
①被保佐人本人から頻繁に交代の要求がある事案	①他の専門職団体や家裁とも協議し、個人から法人後見に切り替えた
②地域定着が困難な累犯障害者への対応	②後見制度だけではない地域の課題として、行政や中核機関が中心となって本人への支援のあり方を検討した
③虐待案件で、親族（養護者）が関係機関へ後見人への苦情を言うてくる事案	③虐待対応を行った行政と、地域の関係機関や家裁が情報や状況を共有し、一貫した対応を貫くことで、状況は変わらなくとも後見を継続できた
④任意後見契約受任者が本人の判断能力が低下しているのに監督人選任を何年も拒む	④本会からも助言、県の弁護士会と協働し、任意後見チェックリストを作成し、会員へ周知した

# 対応が困難で継続しているもの

どのような内容	求められる対応
<p>①本人や関係者等から後見人の辞任を求める相談。会員本人と認識の共有ができず、辞任や交代に至らない。</p>	<p>①チームメンバーではない立場の中核機関が第三者的立ち位置で検証し、本人側の必要性から交代を検討できる仕組み (後見業務に問題がなくても、辞任や交代を検討することがありうることの理解を進める)</p>
<p>②虐待対応による措置の解除のタイミング等認識の共有が難しい (コロナの影響で会議がもてない・本人と会える機会がもてない)</p>	<p>②虐待部署との連携の課題 (多くの地域でみられる) 虐待対応と本人の意思尊重に基づく後見の実務との関係を、同じ場で理解できる研修等を実施する</p>
<p>③代理権のない保佐で本人の状況把握が困難(数年本人と連絡がとれないが、家裁からは定期報告を求められるのみ)</p>	<p>③そもそも今、制度が必要なのか(ニーズが変化している) 家裁と協議できる仕組み</p>

# 苦情と情報提供や意見要望等を峻別して対応する仕組み

- 会は、法人として監督人に選任されない限り、会員に対する監督機能はないが、名簿登録を行う職能団体として、さまざまな観点から会員への支援やサポートを行っている
- 社会福祉士会は会員が倫理綱領・行動規範に沿った活動をしていない場合、苦情申立ができるように仕組みを整えている。
- 被後見人等本人に明らかな不利益が生じている場合は、苦情申立ができることを案内し、事実調査を行い、処分が出された場合、公表する。（公表内容は都道府県士会の規程による）
- 苦情申立に至らない段階から中核機関（家裁も入った地域連携ネットワーク）と連携し、さまざまな視点から検討できる体制整備に専門職団体として参画していく
  - プレイヤー（受任者）からコーディネーター（地域連携ネットワークへつなぐ）へ
  - ミクロの実践（個別課題）からメゾの実践（地域課題）へ



# 専門職団体としての今後の取組予定

苦情への対応に至る前の取組が重要である

後見人等が選任された後の相談体制を考える前提として、選任時の状況や選任前の制度の必要性の判断がどのように行われたのか

- 関係者からの相談が全く入ってこない県士会もある。また、会員の後見業務への支援について「解決できない課題はない」と回答している県士会もある。会員の後見業務支援についてのニーズキャッチをするためには、県士会の相談体制を強化する必要があると考えている
- 候補者の推薦をするだけでなく、市町村・中核機関が行う制度の必要性の検討をする会議に関与をして、後見人等と現場の支援者の「すれ違い」を解消していけるような助言をする人材育成することが、ばあとなあに求められる機能であると考えている
- これまでと同様、さらに意思決定支援にかかる研修を都道府県単位で実施していく

# 他機関への希望

## 家庭裁判所

これまで以上に意見交換や情報交換の場をもつとともに、個別案件への対応について、意思決定支援を踏まえた実情を理解していただきたい（こちらも伝えるためのスキルアップが求められると認識）

## 中核機関等

支援検討のための仕組みづくりや検討会議の場へ、第三者としての福祉専門職の参加要請をしてほしい

## 専門職団体

これまで以上に事例検討会や研修等、地域で協働できる体制を（特に選任後のモニタリングについては専門職団体が率先して働きかける必要性が大きい）

苦情申立の受付・機関について

既存の仕組みを活用しながらさらに第三者性を担保した苦情受付窓口の設置を（市町村単位または都道府県単位　そこに専門職団体が協力する）

# 苦情となった個別案件の対応だけでなく、 苦情となる前の体制づくりを意識した 家庭裁判所・自治体との連携例

## 【選任の現状】

候補者の推薦は申立前に関係機関から入る割合が約9割（ほぼ推薦通りに選任がされる）、家庭裁判所に一任とされ、家庭裁判所から推薦依頼がくるものが約1割

## 【課題】

候補者の推薦に時間がかかること。結果として推薦できなかったり、社会福祉士が適任と家裁が判断しても、他団体や他の専門職に依頼することになった案件が複数存在することについて、家裁よりばあとなあに課題の共有と対応方法を検討したいという申し入れがあった

\* 東京家庭裁判所と東京都、東京都社会福祉協議会、東京社会福祉士会の連携の例

## 【協議検討内容と今後の取組に向けて】

- ・そもそも申立てに至る前の後見制度の必要性はどう判断されたのか
- ・速やかに審判を出したい家裁と、候補者推薦を丁寧に行いたいぱあとなあの思いのすりあわせ
  - 順番に推薦する、誰でもいいから推薦するということになっていいのか。
  - 無理に受任した結果としてミスマッチングから開始後の苦情に至る場合もある。
- ・社会福祉士に求められる事案の特徴の共有（すぐに課題解決が難しい身上保護の課題）
- ・推薦前に本人情報シートの内容を開示できないか（家裁：今後の検討課題）
- ・社会福祉士会として、申立前の段階から地域の検討支援会議等に参加できるよう重点的に取り組む  
地域を選定し、中核機関等と協議をしていく
- ・中核機関で入り口の相談や、支援チーム形成支援に先進的に取り組んでいる自治体（中核機関）の情報を、東京都や東京家裁が中心となって、ブロックごとに開催される連携会議で報告を求めていく



第二期基本計画を受け、後見人の柔軟な交代や追加選任等、本人にとって必要な支援につなげられるための情報共有や意見交換を今後も継続していく。